なお、当該実績が国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（開発建設部関係事務所を含む）の発注した工事に係る実績である場合にあっては、評定点が65点未満のものは、実績として認めない。また、低入札工事にあっては工事成績評定点が70点未満でないことで実績とする。

ウ　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者（以下「配置予定技術者」という。）を当該業務に専任で配置できること。なお、第一次審査資料の提出時に配置予定技術者の候補者を特定できない場合は、複数の候補者とすることができるが、下記の基準を満たすことが確認できない候補者がいた場合は、その候補者以外の者を配置予定技術者とすることで競争参加資格を認めるものとする。

(ｱ)　次に掲げる資格を有する配置予定技術者（監理技術者又は主任技術者）であること。

（監理技術者を配置する場合）

ａ　１級土木施工管理技士

ｂ　１級建設機械施工管理技士

ｃ　技術士　建設部門、農業部門（農業土木、農業農村工学）、森林部門（森林土木）、水産部門（水産土木）、総合技術監理部門（建設部門、農業土木、農業農村工学、水産土木、森林土木）

ｄ　１級土木施工管理技士と同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者。国土交通大臣が認定した者とは、指定建設業７業種に関して、過去に特別認定講習を受け、同講習の効果評定に合格した者、もしくは国土交通大臣が定める考査に合格した者をいう。

（主任技術者を配置する場合）

ａ　１級又は２級土木施工管理技士（種別は「土木」に限る。）

ｂ　１級又は２級建設機械施工管理技士

ｃ　技術士　建設部門、農業部門（農業土木、農業農村工学）、森林部門（森林土木）、水産部門（水産土木）、総合技術監理部門（建設部門、農業土木、農業農村工学、水産土木、森林土木）

ｄ　１級土木施工管理技士と同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者。国土交通大臣が認定した者とは、指定建設業７業種に関して、過去に特別認定講習を受け、同講習の効果評定に合格した者、もしくは国土交通大臣が定める考査に合格した者をいう。

(ｲ)　平成20年度以降に元請けとして、同種工事（２⑷イに掲げる工事）の経験を有する者であること（甲型共同企業体構成員としての経験は、出資比率が20％以上の場合のもの、乙型共同企業体構成員としての経験は、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事のものに限る。また、事業協同組合構成員の経験は認められない。）。

・上記の期間に長期休暇を取得した場合は、長期休暇期間に相当する期間を経験として評価する期間に加えることができる。なお、長期休暇を取得した期間に相当する期間を、経験として評価する期間に加える場合、期間は年単位とし、１年未満は切り捨てとする。

・同種工事の経験が、国土交通省大臣官房官庁営繕部、各地方整備局、北海道開発局及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注の工事（いずれも港湾空港関係を除く。）である場合は、工事成績評定点が65点未満でないことで経験とする。

・低入札工事にあっても同様に工事成績評定点が65点未満でないことで経験とする。

・申請書及び資料の提出期限の日までに完成し、引渡しが完了する予定であった工事がコロナ通知に基づく一時中止等を行ったことにより、申請書及び資料の提出期限の日までに完成し、引渡しが完了していない場合においても経験として認める。ただし、コロナ通知に基づく一時中止等以降、新たな理由により工期を延期した場合、工事の完成、引渡しの完了まで経験として認めない。

・同種工事の経験として記載した工事の工期に対して従事期間が短い場合については、明示した同種工事の経験を満たしていることが証明できる資料（最終の実施工程表等）を提出すること。

(ｳ)　配置予定技術者については、参加表明書提出期限日以前に３ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係が必要である。

(ｴ)　配置予定技術者は、建設業法第７条第２号及び第15条第２号に定められた技術者（営業所専任技術者）でないこと。

(ｵ)　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

(ｶ)　上記(ｱ)から(ｵ)までについて確認出来る書類を添付すること。その添付がされない場合は、本競争に参加できないことがある。

(ｷ)　配置予定技術者については、同一の技術者を重複して他の工事等の候補者とすることは差し支えないが、他の工事等を落札したこと及びその他やむを得ない理由（死亡、傷病、出産、育児、介護、退職等）により、配置予定技術者を当該工事業務の現場に配置できなくなった場合は、入札前においては直ちに入札の辞退を行うこと。万一これらの行為を行わずに入札した者に対しては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。また、入札後から落札者の決定前において他の工事等を落札したこと及びその他のやむを得ない理由（死亡、傷病、出産、育児、介護、退職等）により、配置予定技術者を当該工事業務に配置できなくなった場合は、直ちにその旨を３⑴の担当部局に通知すること。万一落札者の決定までに当該通知を行わなかった者に対しては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

⑸　工事監理企業の競争参加資格要件　代表企業、構成企業又は協力企業のうち、１⑸に掲げる工事監理業務を実施する者（以下「工事監理企業」という。）は、次のア及びイの要件を満たさなければならない。

ア　近畿地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和５・６年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること。

イ　平成25年度以降に、道路工事に関する工事監督支援業務の実績を有すること。なお、当該実績が国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（開発建設部関係事務所を含む）の発注した業務に係る実績である場合にあっては、評定点が60点未満のものは、実績として認めない。

⑹　維持管理企業の競争参加資格要件　代表企業、構成企業又は協力企業のうち１⑸に掲げる維持管理業務を実施する者（以下「維持管理企業」という。）は、次のアからウまでの要件を満たさなければならない。ただし、点検業務のみを実施する者は次のア及びイの要件を、台帳作成・管理業務のみを実施する者は次のアの要件を、補修業務のみを実施する者は次のウの要件を満たせば良いものとする。また、調整マネジメント業務(維持管理段階)のみを実施する者はこの限りでなく、２⑵に掲げる応募者共通の参加資格要件を満たせば良いものとする。

ア　近畿地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和５・６年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること。なお、当該一般競争（指名競争）参加資格を認定されていない者は開札日までに認定を受けること。

イ　平成25年度以降に完了した、国及び地方公共団体発注による道路構造物保守点検業務の実績を有していること。

ウ　近畿地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和５・６年度一般競争（指名競争）参加資格のうち、「アスファルト舗装工事」若しくは「維持修繕工事」の認定を受けていること。

３　入札手続等

⑴　担当部局　国土交通省近畿地方整備局総務部契約課契約第二係

住所：〒540―8586 大阪府大阪市中央区大手前３－１－41大手前合同庁舎８階

ＴＥＬ：06―6942―1141

ＦＡＸ：06―6943―7834

Mail：kkr-keiyaku-keiyakukakari2@gxb.mlit.go.jp